

宇都宮市景観事前協議制度のご案内！！

宇都宮市では、より景観に配慮した建物などへの誘導が行えるよう、建築計画などに反映できる早期の段階から、建主等と積極的に協議・調整を行う、宇都宮市景観事前協議制度を創設し、令和6年7月1日から運用を開始しております。

また、周辺の景観に著しく影響を及ぼす大規模建築物等については、景観審議会の専門部会の意見を聴き、要請書を作成、通知しますので、建主や事業者などは計画への反映を検討し、回答が必要になります。

1 対象区域

以下の区域を対象とする。

対象区域	地区など
(1) 景観形成重点地区（重）及び 景観形成推進地区（推）	宇都宮駅東口（重）、大通り（重）、白沢（重）、雀宮駅周辺（重）、 岡本駅周辺（重）、大谷（重）、鬼怒通り駅東（重）、中里原（推）
(2) 都心景観ゾーン	宇都宮駅東口（重）、大通り（重）、鬼怒通り駅東（重）を含む

2 対象行為、対象規模

対象行為、対象規模については、対象区域により異なりますのでご注意ください。

対象区域	対象行為	対象規模
(1) 景観形成重点地区及び 景観形成推進地区	①建築物の新築、増築、改築若しくは移転	建築確認が必要なもの
	②工作物の新設、増築、改築若しくは移転	建築確認が必要なもの
	③建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が、建築物及び工作物の全体の2分の1（50％）を超えるもの
	④都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が 10,000㎡（1ha）を超えるもの
	⑤平面駐車場（大通り地区、鬼怒通り駅東のみ）	すべて

対象区域	対象行為	対象規模
(2) 都心景観ゾーン	①建築物の新築、増築、改築若しくは移転	高さが10mを超えるもの又は 建築面積が1,000㎡を超えるもの
	②工作物※の新設、増築、改築若しくは移転	さく、塀、擁壁等で高さ5mを超えるもの、 煙突、排気塔等で高さ10mを超えるものなど
	③建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が、建築物及び工作物の全体の2分の1を超えるもの
	④都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が 10,000㎡（1ha）を超えるもの

※ 工作物の対象規模については、ホームページ等で確認ください。

注意：屋外広告物は、宇都宮市屋外広告物条例の許可を受ける場合、景観法の届出の対象外となりますが、景観事前協議制度は、周辺の景観との調和の観点から協議の対象となりますのでご注意ください。

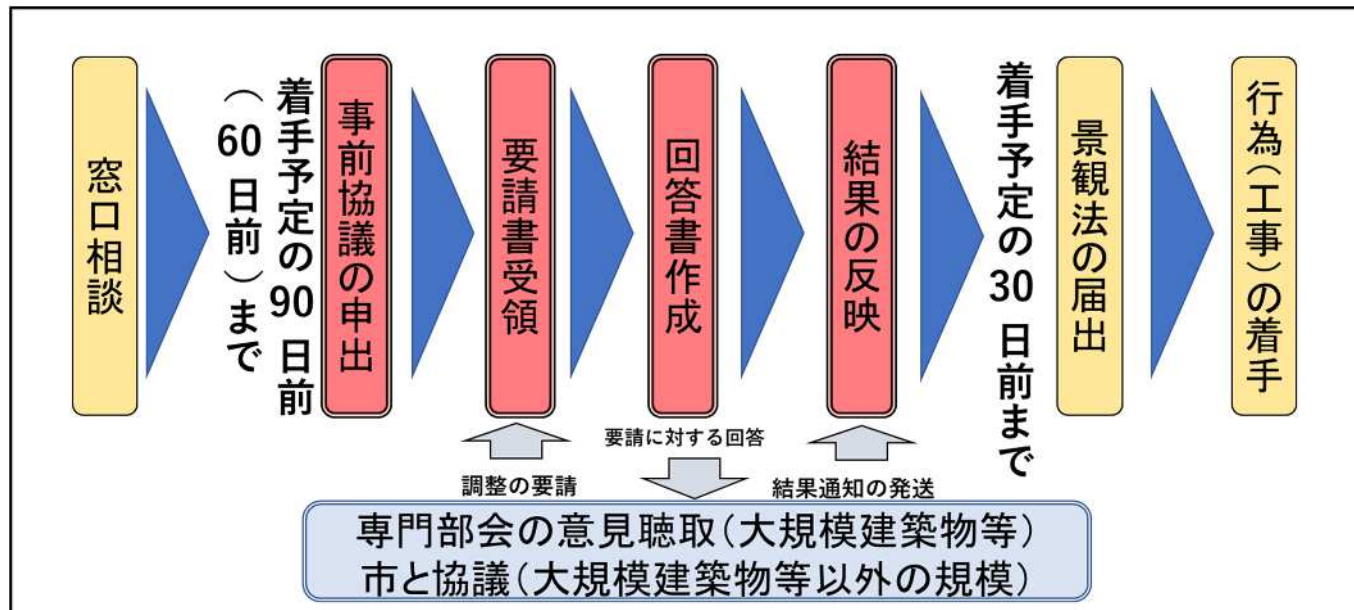
3 区分毎の申出時期

区分	申出時期
大規模建築物等	行為着手予定の90日前まで
大規模建築物等以外の規模	行為着手予定の60日前まで

※大規模建築物等：建築物で高さ10m又は建築面積1,000㎡を超えるもの等

問い合わせ先：宇都宮市都市整備部景観みどり課都市景観グループ（本庁舎10階）
電話番号：028-632-2568、E-mail：u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jp

4 事前協議制度の流れ



5 事前協議制度の対象区域

対象区域は、景観形成重点地区、景観形成推進地区及び都心景観ゾーンになります。

